地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名: 遊佐町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号~第4号関係)

- 1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
 - 〇山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市 内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(遊佐町)
 - 〇山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。(遊佐町、事業者)
 - ・GTFS-JP (GTFS-RT) の作成・提供 (遊佐町)
 - 〇山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(遊佐町)
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発(遊佐町)
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討(遊佐町、事業者)
 - 〇その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
- 2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の遊佐町相当分の達成

・県全体目標値(目標年度 R7)

RESASの移動実態数値 (本県への来訪者数等): 県外 60,000 人、県内 70,000 人

・遊佐町目標値(目標年度 R7)

県外 700 人、県内 3,000 人

〇山形県地域公共交通計画 中目標(3)数値目標3の遊佐町相当分の達成

·県全体目標値(目標年度 R7)

市町村総合交付金対象路線・サービス(本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体)の人口あたりの乗車人員:2.50回/人

・遊佐町の目標値(目標年度 R7)

市町村総合交付金対象路線・サービス

遊佐町デマンドタクシー 0.7回/人(直近年度の実績8,833人)

- 〇山形県地域公共交通計画 中目標(3)数値目標4の遊佐町相当分の達成
- ·県全体目標値(目標年度 R7)

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203万6千円 (直近年度の実績5,602万8千円)

路線バス : 4 億 6,000 万円 (直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円)

コミュニティバス:4億4,000万円(直近年度の実績5億3,331万4千円)

デマンド交通:1億5,000万円(直近年度の実績2億4,033万9千円)

タクシー: 1 億円 (直近年度の実績 3,000 千円)

・遊佐町目標値(目標年度 R7)

デマンド交通: 14.700 千円 (直近年度の実績 17.035 千円)

〇上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)

遊佐町デマンドタクシー(国庫補助対象路線)の年間利用者数:

10,000 人以上(直近年度の実績8,833人)

遊佐町デマンドタクシーの収支率 20.0%以上(直近年度の実績 16.73%)

遊佐町デマンドタクシーへの町負担額 20,000 千円 (直近年度の実績20,660 千円)

- ○事業の効果
 - ・上記路線を維持することにより、遊佐町全域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動 手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行 体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
- 〇上記目標・細目標の評価手法・測定方法
- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から 提出された利用者数・収支率等の実績を基に、遊佐町公共交通会議や山形県地域公共交通活 性化協議会において評価・検討を行う。
- 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る遊佐町デマンドタクシーについて、 その運行に係る費用総額26,300千円のうち、遊佐町から運行事業者への補助金額については、 運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、遊佐町デマンドタクシーへの上記遊佐町の補助金額も含めた「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する遊佐町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

〇車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号~第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者<u>【車両減価償却費等国庫補</u>助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額<u>【車両減価償却費等国庫</u> 補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

〇その他申請に関する事項

- 9. 協議会の開催状況と主な議論
- 〇 山形県地域公共交通活性化協議会(全体協議会)

<令和3年度>

・令和3年6月28日(第1回):国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の

修正についての議論

・令和3年8月25日(第2回):地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画

認定申請の提出等についての議論

・令和4年1月31日(第3回):令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業

評価についての議論

・令和4年3月24日(第4回):令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫

補助金の手続き等について

<令和4年度>

・令和4年6月27日(第1回):地域公共交通計画の修正等についての議論

〇 山形県地域公共交通活性化協議会(地域別部会)

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会(庄内)

・令和4年1月(書面協議):地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の 詳細の変更

〇 遊佐町地域公共交通会議

<令和3年度>

- ・令和3年4月30日(第1回 書面協議): 遊佐町デマンドタクシー利用促進の協議
- ・令和3年11月8日(第2回 書面協議):遊佐町デマンドタクシー利用促進の協議

<令和4年度>

- ・令和4年7月29日(第1回):遊佐町デマンドタクシー利用促進の協議
- その他公共交通関連会合・住民説明会等
 - 特になし
- 〇 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会
- ・令和3年4月20日:補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局(山形県)により遊佐町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

遊佐町では、遊佐町デマンドタクシーの利用補助として回数券の割引キャンペーンを実施している。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2) 交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

		· · · - · · · · · · · · · · · · · · · ·
(住	所)	山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202
(所	属)	遊佐町役場産業課産業創造係
(氏	名)	主事 堀 一智
(電	話)	0234-72-4522
(e-m	ail)	0234-72-5896

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

		運行系統名等	運行系統			系統 計画		計画	利便增進	運送継続	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
市区町村名	町村名 運送予定者名	(申請番号)	起点	経由地	終点	キロ程	運行 日数 	重行 │ 運行 │ ∃数 │ 回数 │ │	進特例措置	^続 特例措置	運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7·9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
	酒田合同自動車株式会社 酒田第一タクシー株式会 社	(1) 遊佐デマンドタクシー		町内全域		往 km 復 km	241日	4820回			区域運行	2(1)	遊佐駅でJR東日本羽越 本線と接続	3
		(2)				往 km 復 km	日	回						
遊佐町		(3)				往 km 復 km	日							
		(4)				往 km 復 km	日							
		(5)				往 km 復 km	日	0						

(注)

- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
- 5.「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

		運行系統名等	運行系統			系統 計画		計画	計画	利便増進特	運送継続	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
市区町村名	市区町村名 運送予定者名	(申請番号)	起点	経由地	終点	キロ程	:- I	運行 運行 日数 日数	连特 例 措 置	机特例措置	運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7·9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
	酒田合同自動車株式会社 酒田第一タクシー株式会 社	(1) 遊佐デマンドタクシー		町内全域			km km	241日	4820回			区域運行	②(1)	遊佐駅でJR東日本羽越 本線と接続	3
		(2)					km km	B							
遊佐町		(3)					km km	B							
		(4)					km km	В							
		(5)					km km	В	0						

(注)

- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
- 5.「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

		運行系統名等	運行系統			系統 計画		計画	計画	利便増進特	運送継続	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
市区町村名	市区町村名 運送予定者名	(申請番号)	起点	経由地	終点	キロ程	:- I	運行 運行 日数 日数	连特 例 措 置	机特例措置	運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7·9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
	酒田合同自動車株式会社 酒田第一タクシー株式会 社	(1) 遊佐デマンドタクシー		町内全域			km km	241日	4820回			区域運行	②(1)	遊佐駅でJR東日本羽越 本線と接続	3
		(2)					km km	B							
遊佐町		(3)				-	km km	B							
		(4)				-	km km	В							
		(5)					km km	В	0						

(注)

- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
- 5.「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

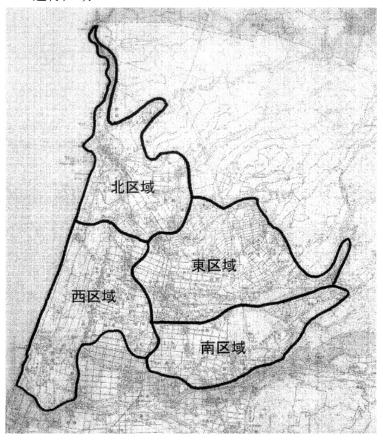
遊佐デマンドタクシー

1. 運行ダイヤ

便	出発時刻	予約締切
9 時便	9:00	前日の16:30まで
10 時便	10:00	当日9:00まで
11 時便	11:00	当日 10:00 まで
12 時便	12:00	当日11:00まで
13 時便	13:00	当日 12:00 まで
14 時便	14:00	当日13:00まで
15 時便	15:00	当日 14:00 まで

*平日の9時~15時の1時間ごとに一日合計7便運行 遊佐町内であればどこでも乗降可能

2. 運行区域



※東区域に位置する遊佐駅でJR東日本羽越本線と接続

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	遊佐町

(単位:人)

	\ + \(\frac{1}{2}\cdot\)\(\frac{1}{2}\cdot\)
	人口
人口集中地区以外	13032
交通不便地域等	13032

交诵不便地域等の内訳

VIII		
人口	対象地区	根拠法
13032	遊佐町	過疎法

地域公共父通計画、地域公共父通利使瑁進美施計画、地域旅各連达サービ人継続美施計画の東定年月日及び

特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度		

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する 交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に 記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律 (根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名 等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と 記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運 輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送 サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)